

平成 27 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 58 号	受理年月日	平 27. 3. 20
件 名	清水小学校のプール等の使用停止・制限等について		
結 果	平成 27. 12. 18 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	環境文教委員会		
(委員会における審査経過)			
<p>本件は、清水小学校のプール、放送機器、土日・放課後の学校開放時の騒音について、予算措置を伴う物理的な騒音防止対策（騒音防止壁等）を講じるとともに、同対策がなされるまでの間、プール・放送機器・笛・ピストルの使用を停止・制限するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、同校の水泳プールは、校庭の南端にあり、稲荷川を挟み、約 28m の距離に陳情者宅がある。</p> <p>同プールの使用状況については、平成 27 年度は 5 月 6 日から 8 月 11 日までの期間、水泳同好会、水泳学習及び夏季休業中におけるプール開放により使用されている。また、午後 7 時以降のプール使用については、水泳同好会のコーチが練習のために、平日の午後 6 時以降から午後 8 時までの時間帯に 48 回使用しているほか、年に 1 回、午後 9 時頃まで使用している。</p> <p>校内放送の状況については、授業実施日の朝の放送（午前 7 時 50 分から 8 時 10 分まで）、給食の放送（午後 12 時 40 分から午後 1 時 5 分まで）、掃除開始、終了の放送（午後 1 時 45 分から午後 1 時 50 分まで・午後 2 時から午後 2 時 5 分まで）を行っている。同放送は、放送委員会の児童が輪番で行っているが、担当職員が事前指導を行うほか、音量が一定のレベル以上に上がらないよう固定している。</p> <p>学校開放の状況については、陸上、ソフトボール及びサッカーのスポーツ少年団が、月曜日から金曜日は午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで、土曜日は午後 1 時から午後 3 時まで、日曜日は午前 10 時から午後 3 時までの時間帯を交代で使用している。</p> <p>これまでの陳情者の要望等への対応については、22 年 6 月 29 日以降、拡声器や笛、ピストルの使用禁止等について、文書で 3 回、電話で 1 回の申し入れがあり、これに対し、学校としては、これまで校内放送の音量の固定や稲荷川沿いのプールフェンスに高さ 1.2 m、幅 35.6m のシートを設置するとともにピストルの使用禁止などの対応を図ったほか、陳情者とも話し合いを行ってきたところである。</p> <p>なお、27 年 7 月 3 日には、環境保全課と合同で騒音測定を行ったところ、基準値である等価騒音レベル 55 デシベル以下という結果であった。</p> <p>教育委員会としては、騒音防止壁等の設置は考えていないところであるが、これまでの</p>			

取り組みの徹底に努めるとともに、陳情者にご理解いただけるよう話し合いを続けていきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

番 号	陳 情 第 68 号	受理年月日	平 27. 9. 7
件 名	川内原発 2 号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることについて		
結 果	平成 27. 12. 18 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、議会として九州電力に対し、川内原発 2 号機の再稼働に当たって、至近距離にある本市において公開の場での住民説明会の開催を申し入れるよう要請されたものである。

本件に対する国や県等の対応状況等について伺ったところ、川内原発 2 号機の再稼働に関する一連の経過については、平成 25 年 7 月に原子力規制委員会が福島第一原発事故の教訓等を踏まえて作成した新規制基準が施行され、施行日同日、九州電力から 1・2 号機ともに基本設計となる原子炉設置変更許可、詳細設計となる工事計画認可並びに運転管理に関する保安規定変更認可の 3 つの申請が出された。その後、地震や津波などの自然現象への対策のほか、新たに求められた重大事故の発生を想定した対策等について、原子力規制委員会による審査が続けられ、パブリックコメント等を経て、26 年 9 月に 1・2 号機ともに原子炉設置変更許可が出された後、27 年 3 月に 1 号機の工事計画認可が、5 月に 2 号機と同認可並びに 1・2 号機ともに保安規定変更認可が出された。また、並行して、実際の安全対策を確認するための使用前検査が行われており、原子炉を起動するための検査が終了したため、2 号機については、10 月 15 日に原子炉が起動され、10 月 21 日からの送電開始後、11 月 17 日にはフル稼働時である定格出力運転時に総合的な性能を確認するための検査が終了したことにより、現在は通常運転になっているところである。

川内原発の再稼働に関する住民説明会については、26 年 9 月の 1・2 号機の原子炉設置変更許可が出された後、10 月 9 日から、県による新規制基準適合性に係る審査結果に関する説明会が、30 km 圏内の薩摩川内市、日置市、阿久根市、さつま町及びいちき串木野市の 5 市町において合計 5 回実施され、本市住民の主な会場は日置市の会場とされたところである。さらに 10 月 29 日には説明会参加者から要望が多かった国のエネルギー基本計画や原子力防災計画等について、追加の説明会が日置市で開催され、九州電力からも川内原発の安全確保に向けた取り組みについて説明がなされたところであり、いずれの説明会資料についても、国や県のホームページに掲載されるとともに、審査結果に関する説明会の様子は、映像で閲覧できるようになっている。このほか、県においては原子力発電に対する理解を促進することを目的とした原子力発電等に係る住民説明会を、本年 11 月 29 日に鹿児島アリーナで開催予定であり、その内容としては、資源エネルギー庁による原子力発電の必要性とエネルギー政策について及び九州大学大学院教授による原子力発電所の仕組みと安全対策についての説明となっている。また、九州電力においても、安全対策について、

「今後とも、訪問活動や見学会などにより、説明していきたい。」とのことであり、今後においても情報発信の取り組みが進められるものと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「新たに11月29日に鹿児島アリーナで県による住民説明会が行われるということ、また、同説明会には九州電力による説明はないということが確認できたが、陳情の趣旨は、本市議会として九州電力に住民説明会の開催を申し入れてほしいということであることから、それでよいということにはならないと考える。また、県による同説明会には九州電力が参加しないとのことであるが、説明会の内容に、原子力発電の仕組みと安全対策等が含まれており、陳情者が求めている内容に触れられる可能性も捨てきれず、総合的に勘案して説明会の後も状況を見守りたいと思料することから、本件については継続審査としたい。」という意見、「九州電力によると安全対策については、今後、訪問活動や見学会において説明していくこと、また、県において11月29日に鹿児島アリーナにおいて住民説明会が実施されることが明らかになり、陳情の趣旨に沿えないことから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「九州電力も一企業としてしっかりと住民の声に応えるべきであると思料する。また、本市議会としても住民説明会の開催を申し入れるべきであると考えことから、本件については採択したい。」という意見、「本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。